

平成24年4月1日
施行

改正 平成27年4月1日

令和5年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、学習院大学大学院博士後期課程に在学する学生を対象とした、納付金負担を軽減し研究活動を奨励するための奨学金について、必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 有資格者は、大学院博士後期課程に在学する正規の学生で、次の各号のいずれかの基準を満たす者とする。

一 家計基準

前年の家計が別に定める収入基準額以下である者

二 学力基準

学業成績が優秀かつ研究心に富む者

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、学習院大学大学院学生納付金等減免規程（以下「減免規程」という。）第5条に規定する授業料の減免を受けた者（同条第3項の適用を受ける者及び同条第5項のうち、外国の学校との交流協定に基づく留学生で、その協定によって留学先学校の納付金が免除されることにより、本学の授業料を納付する者を除く。）は、申請することができない。

（奨学生の募集）

第3条 奨学生の募集に関する事務は学生センター学生課（以下「学生課」という。）が行う。

2 奨学金の給付を希望する者は、別に定める期日までに所定の申請書類を学生課に提出しなければならない。

（奨学生の選考と決定）

第4条 奨学生の選考は、各研究科に設置する選考委員会が行う。

2 各研究科委員長は、選考委員会の選考結果を受け、毎年7月末までに学長に推薦する。

3 学長は、研究科委員長からの推薦に基づき奨学生を決定する。

（奨学金の給付金額と給付時期）

第5条 給付金額は、在籍する研究科の年間授業料の3分の1相当額とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てる。

2 減免規程第5条第3項の規定により授業料の減免を受けた者の給付金額は、減免後の授業料の3分の1相当額とし、100円未満の端数は切り捨てる。

3 給付時期は、10月末日とし、当該日が金融機関休業日にあたるときは、前営業日とする。

（奨学金給付方法）

第6条 奨学金は、奨学生が指定する口座に振り込むことにより給付する。

（奨学生の資格取消）

第7条 奨学金の給付年度に奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、資格を取り消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

一 大学院学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合

二 退学又は休学の場合

（他の奨学金との関係）

第8条 この規程に基づく奨学生が、学内外の他の奨学金を兼ねることを妨げない。

（担当部署）

第9条 この規程に係る事務は、学生課が担当する。

（改正）

第10条 この規程の改正は、大学院委員会の議を経て、科長会議の承認の上、院長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成25年度以降の在学学生から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和2年4月1日に遡って適用する。